

引越しワンストップサービスを利用して岐阜市から転出される方へ

■新住所に住み始めた日から**14日以内**に、新住所地の役所で、転入手続きを行ってください。持ち物は、**(1)転入される方全員のマイナンバーカード** ※外国人住民の方は、在留カード・特別永住者証明書をお持ちください**(2)印鑑** なのですが、新住所地でも一度ご確認ください。

手続きが必要な方	岐阜市での手続き	岐阜市来庁 必要性	新住所地での手続き	お客様チェック欄 ※ご自由にお使いください
印鑑登録証をお持ちの方 マイナンバーカードをお持ちの方	印鑑登録証は返還、又はご自身で破棄してください。転出日をもって廃止されます。転出届後、新住所地で転入届をされておらず、かつ転出予定日到来前の方で、印鑑登録証明書を請求される場合は、「印鑑登録証(市民カード等)」の提示が必要となります。 《1階 市民課 印鑑登録担当 058-214-2859》	不要	必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。 マイナンバーカードを新住所地の市町村でも引き続きお使いいただくには、転入届後に継続利用の手続きが必要です。手続きにはカード及びカードの暗証番号が必要となります。詳しい手続きは、新住所地へお尋ねください。	
国民健康保険の被保険者	①保険証・限度額適用認定証等を窓口または、郵送にて返還ください。 転出(予定)日から岐阜市の保険証は使用できません。 ②岐阜県内の市町村へ転出される方は、高額療養費の自己負担限度額が軽減できる場合があります。詳しくは国保・年金課へご相談ください。 ③修学のための転出や病院や施設などへの入院、入所のための転出の場合、引き続き岐阜市国民健康保険が継続となることがあります。詳しくは、国保・年金課までお問い合わせください。 《① 2階 国保・年金課 保険料係 058-214-4315》 《② 2階 国保・年金課 給付係 058-214-2083》	不要	国民健康保険に加入される場合は、新住所地の市町村で加入手続きをしてください。	
小中学校の児童・生徒	今までの学校から在学証明書・転校用の教科書給与証明書の交付を受けてください。 ※転出後も引き続き岐阜市の学校への通学を希望する場合は、学校安全支援課へご相談ください(許可条件有)。 《18階 教育委員会 学校安全支援課 058-214-2316》	原則不要 (※の場合は要)	在学証明書・転校用の教科書給与証明書を持参して転校手続きをして下さい。	
児童手当等の受給者	◆児童手当受給者 消滅届の手続きが必要です。 ◆児童扶養手当受給者 下記までお問い合わせください。 《2階 子ども支援課 058-214-2146》	要	転出(予定)日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 ※15日以内に手続きをされないと、支給されない月が出てきますので、ご注意ください。	
福祉医療の受給者 ・子ども ・ひとり親家庭等 ・重度心身障害者等	福祉医療費受給者証を窓口または郵送にて返還ください。転出(予定)日をもって資格がなくなります。 《1階 福祉医療課 058-214-2127》	不要	新住所地でお尋ねください。	
国民年金加入者 (第1号被保険者)	外国の方で、脱退一時金を請求される場合は、日本年金機構へお問い合わせください。 《0570-05-1165》	不要	免除申請されている方で世帯主に変更があった場合は、手続きを確認してください。	
20歳～59歳の厚生年金喪失者・その被扶養配偶者であった人			年金手帳または基礎年金番号通知書、資格喪失証明書等を持参して、国民年金に加入してください。	
年金受給者			転入届をした後、各年金制度ごとに住所変更の手続きを確認してください。	

手続きが必要な方	岐阜市での手続き	岐阜市来庁 必要性	新住所地での手続き	お客様チェック欄 ※ご自由にお使いください
後期高齢者医療制度 の被保険者	◆岐阜県内への転出の方 特に手続きはありません。	不要	◆岐阜県内への転入の方 転入後、新住所の被保険者証が交付されます。 ※古い証は破棄してください。	
	◆岐阜県外への転出の方 後期高齢者医療負担区分等証明書の交付を受けて下さい。 《1階 福祉医療課 058-214-2128》	要	◆岐阜県外への転入の方 後期高齢者医療負担区分等証明書を持参し、新住所の被保険者証の交付を受けて下さい。 ※古い証は新住所地の市町村へ提出して下さい。	
介護保険被保険者証 所持者	介護保険被保険者証を郵送にて返還ください。 (住所地特例施設への転出を除く) 《2階 介護保険課 058-214-2091》	不要		
介護保険 要支援要介護認定者	介護サービスの支払いが終わったら、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証を郵送にて返還ください。 (住所地特例施設への転出を除く) 《2階 介護保険課 058-214-2091》	不要	転入日から14日以内に、要介護・要支援認定申請書を提出して岐阜市で要介護・要支援の認定を受けていたことを伝えてください。 ※岐阜市における介護度等を記載した受給資格証明書は、必ずしも必要ではありませんが、提出が必要な場合は、岐阜市介護保険課へご連絡ください。 《介護保険課 058-214-2091》	
高齢者おでかけ バスカード所持者	高齢者おでかけバスカードの返還手続きをお願いします。 (有効期限内のカードで払戻し対象額がある場合は、窓口が異なります) 詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。 なお、バスカードは転出(予定)日をもって使用できなくなります。 《1階 高齢福祉課 058-214-2173》	要		
シルバーカード 所持者	シルバーカードをお返しいただくか、利用者自身で破棄してください。転出(予定)日をもって使用できなくなります。 《1階 高齢福祉課 058-214-2173》	不要		
岐阜市に固定資産を 所有する方	納税に関する手続きを行う納税管理人の申告・承認申請書の提出をしてください。 《3階 資産税課 058-214-2056》	要		
原付バイク・ 軽自動車等を 所有する方	車検証等住所変更手続きが必要です。詳しくは下記までお尋ねください。 ◆原付バイク(125cc以下)及び小型特殊自動車については、税制課へ ◆軽二輪、小型二輪(125cc超)は、中部運輸局岐阜運輸支局へ 《050-5540-2053》 ◆軽三輪、軽四輪は、軽自動車検査協会岐阜事務所へ 《050-3816-1755》 ◆軽自動車税(種別割)の減免を受けている方(申請中含む)は、4月1日までに減免対象車両の車検証等の住所変更手続きを行った後、新住所地での減免手続きが必要です。また、障害者手帳をお持ちの方は、減免の対象となる場合があります。詳しくは、税制課へお尋ねください。 《3階 税制課 諸税係 058-265-3908》	要	転入日から14日以内に新住所地にてお手続きが必要です。新住所地でお尋ねください。	
水道・下水道契約の ある方(井戸水を使用 している方で、下水道 に放流している方を 含む)	使用中止の場合は、お早めに上下水道料金センターへご連絡ください。 使用中止の連絡がない場合は、使用水量が0㎡であっても基本料金等を請求させていただきます。 《2階 上下水道料金センター 058-266-8835》	原則 不要	新住所地でお尋ねください。	
■住民税について 住民税は、その年の1月1日現在に住所があった市区町村で課税されます。 岐阜市で課税された年度の住民税は、転出後も岐阜市への納税が必要になりますのでご注意ください。				